いじめ防止に向けた取組方針

基本理念

いじめ防止活動に取り組む学校は、**安心して楽しく学べる学校**です。 いじめ防止活動に取り組む学校は、**不登校や問題行動も減少**します。 いじめ防止活動に取り組む学校は、**子どもたちの学力も向上**します。

平成25年4月

群馬県教育委員会

いじめは、人として決して許されない行為であり、学校は子どもたち一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要です。

同時に、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも 起こり得る」との基本的な認識に立つことが必要です。

群馬県教育委員会は、これまで、スクールカウンセラー等の配置拡充による学校教育相談体制の充実、毎月のいじめアンケートによる実態把握の改善・充実、さらに、指導資料の作成・配付、各種研修会での指導助言等により、市町村教育委員会や学校のいじめの問題への取組を支援して参りました。

しかしながら、群馬県においても、依然としていじめは憂慮すべき 状況にあり、次代を担う子どもたちが、安全・安心な教育環境の中で 「たくましく生きる力をはぐくむ」ためには、教育に携わる者すべて が、いじめの問題に対する基本認識を共有するとともに、不断の取組 を充実することが不可欠です。

国でも「いじめ防止対策基本法案」の検討が行われていますが、現在、群馬県教育委員会として、学校支援のための取組、保護者地域支援のための取組、市町村教育委員会との連携、関係機関との連携について、今後の取組方針を示すこととしました。

子どもたちが安心して楽しく学べ、保護者が心から子どもを通わせたいと願い、県民から信頼される学校・教育委員会の実現を目指し、 積極的にいじめ対策に取り組んでいく所存です。

平成25年4月 群馬県教育委員会

目 次

はじめに

I		基本方	針								 	 	 	 · • •	 	 	 1
	1	いじ	めに	対	する	基本	こ認言	戠									
	2	早期	発見	しに	向け	て											
	3	早期	解消	負に	向け	て											
	4	未然	防止	にに	句け	て											
П		学校支	援の	た	めの	取組	1	• •		• •	 	 	 	 	 	 • •	 2
	1	目	的														
	2	取	組														
	3	今後	の販	双組													
Ш		保護者	• 地	1域	支援	のた	<u>-</u> め(の取	双組		 	 	 	 	 	 	 3
	1	目	的														
	2	取	組														
	3	今後	の取	双組													
IV		市町村	教育	香.	員会	ح σ.	連	携			 	 	 	 	 	 	 4
	1	目	的														
	2	取	組														
	3	今後	の取	紅組													
V		関係機	関と	: の:	連携				• • •		 	 	 	 	 	 	 5
	1	目	的														
	2	取	組														
	3	今後	の取	紅組													
VЛ		咨 約	Ļ.								 	 	 	 	 	 	 8

I 基本方針

1 いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも 起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力 で実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談 等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール*1) 等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議 等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有 等)

3 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて、県が設置しているサポートチーム^{*2)} の活用を図る。

4 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー*3) 等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

Ⅱ 学校支援のための取組

1 目 的

いじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた学校の取組を積極的に支援する。

2 取 組

(1) 相談体制の拡充

〇 スクールカウンセラーの全校配置

すべての小学校、中学校、高等学校、中等教育学校にスクールカウンセラーを配置 して、学校の相談機能を高める。

〇 緊急窓口の整備

深刻な事案に迅速に対応できるよう相談窓口を総合教育センター、義務教育課及 び高校教育課に設置し、いじめ相談に対応する。

〇 スクールソーシャルワーカー** の配置

義務教育課にスクールソーシャルワーカーを配置し、解決困難な問題を支援する。

(2) 実態把握の改善

毎月のアンケート調査、チェックリスト活用等の工夫した事例を紹介する。

- (3) 教員の取組支援
 - 〇 いじめ対策マニュアル、指導資料の活用

生徒指導協議会において、いじめにかかわる資料の活用方法を紹介する。

〇 教員研修の実施

総合教育センターにおいて、いじめ防止にかかわる研修を実施する。

- (4) 児童生徒の自主的な取組支援
 - 児童生徒が主体となって活動する場の設定

児童会や生徒会において、児童生徒が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう指導する。また、ピア・サポート*50、友達助け隊*60、いじめ防止子ども会議*70等の取組を支援する。

○ 児童生徒の行動指針の策定

いじめ防止サミット** を開催し、「いじめ防止宣言」を策定する。

(5) いじめ防止強化月間の設置

5月、12月に集中していじめ防止にかかわる学習が展開できるようにする。

- (6) 教職員の指導力向上
 - 〇 いじめの詳細な分析

いじめアンケート調査*⁹⁾を毎月実施し、報告されたいじめの状況を詳細に分析し、 指導に生かす。

〇 インターネットを通して行われるいじめの防止

携帯・インターネット問題指導者講習会*10 を実施して、情報モラルに関する指導 法の充実・改善に努める。

3 今後の取組

(1) スクールソーシャルワーカーの配置

家庭環境等に起因するいじめに対応するために、スクールソーシャルワーカーの配置を検討する。

(2) 道徳教育・人権教育の改善充実

各学校の優れた取組をもとにいじめの内容を盛り込んだ道徳・人権資料を作成する。

Ⅲ 保護者・地域支援のための取組

1 目 的

いじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

2 取組

(1) 相談窓口の周知徹底

広報カードやチラシを作成配布し、いつでも悩みを相談できる総合教育センター「いじめ相談室」や県内の相談窓口の周知を図る。

(2) 情報モラルの啓発

携帯インターネット問題講習会を実施し、各学校で保護者に向けた携帯インターネット問題についての啓発活動ができるようにする。

(3) 広報紙やリーフレットによる情報提供

県教育委員会広報紙やリーフレット等を通して、保護者や地域と協働していじめの問題の早期発見・解決に努める。

(4) いじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動

県内すべての学校で実施する、児童生徒による自主的ないじめ防止活動について、 ポスター等により、保護者、地域に周知を図る。

(5) 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築

社会全体で子どもを見守り育むため、学校支援センター*11 の活動を推進する。

3 今後の取組

- (1) 保護者・地域と円滑な連携に向けた支援
 - 〇 地域ぐるみの対策推進の強化

地域の健全育成団体やコンビニ等との連携・協議の場を設ける。

○ 家庭、地域に開かれた環境づくり

学校、PTA、地域の関係団体等の代表者によるいじめ問題連絡会議を設ける。

- (2) 保護者・地域の取組支援
 - 〇 子育てのネットワークづくりの推進

家庭の教育機能の充実を図る施策の推進を図る。

〇 ネットいじめの対応強化

情報モラル教育を充実させ、ネット上のいじめ*12 等への対策を図る。

〇 保護者、地域の学校運営への参画

コミュニティ・スクール $*^{13}$ の研究成果を踏まえ、学校や地域が課題を共有し、地域ぐるみで課題を解決する仕組みづくりを促す。

IV 市町村教育委員会との連携

1 目 的

県の施策の周知を図るとともに、市町村教育委員会の取組を積極的に支援する。

2 取 組

(1) 県教育委員会が主体となった取組

〇 第三者機関の設置

重大な事案が起きた場合、「群馬県学校いじめ問題等調査委員会」を設置し、問題の調査を行う。

〇 サポートチームの設置

いじめ等の問題行動に対応するサポートチームを設置し、学校に派遣する。

〇 教員研修の充実

いじめの早期発見・対応ができるよう教職員の指導力の向上を図る。

〇 緊急窓口の整備

相談体制の拡充と保護者への周知を徹底する。

〇 県の取組の広報

県、市町村、学校の取組を県民に周知する。

(2) 市町村教育委員会と連携した取組

〇 出席停止措置等の検討

出席停止措置*14 や就学指定の変更を行う際の手順等について検討を行う。

〇 相談窓口の整備・周知

相談窓口を整備するとともに、児童生徒、保護者に対して、周知徹底を図る。

3 今後の取組

- (1) 県教育委員会が主体となった取組
 - 〇 いじめ防止対策基本法案(仮称)への対応

いじめ防止対策基本法案(仮称)を踏まえ、いじめ防止基本方針、いじめ問題対 策連絡協議会等の内容の検討を行う。

〇 いじめ防止のための調査研究

いじめ対応の在り方、いじめ防止のための必要事項について調査研究及び検証を 行い、その成果を普及する。

(2) 市町村教育委員会と連携した取組

〇 いじめ問題対策連絡協議会の開催

学校関係者、県、市町村及び地域が一体となっていじめ問題について協議する。

〇 学校外の体験活動の充実

体験活動をとおして児童生徒の仲間づくりを支援する。

V 関係機関との連携

1 目 的

いじめの内容に応じて、関係機関と連携を図り、迅速な解消と未然防止を図る。

2 取 組

- (1) 警察本部との連携
 - 公安委員会との定期的な協議の実施 学校のいじめの実態を把握し、緊急時の具体的な対策を協議する。
 - 〇 人事交流の継続

義務教育課と県警少年育成センター*¹⁵⁾ において人事交流を行い、いじめを含む問題行動について、連携して対応できるようにする。

- (2) 警察署との連携
 - O 生徒指導担当嘱託員**** やスクールサポーター**** との連携 学校の状況に応じた警察OBの効果的な活用の仕方を検討する。
 - O 学校・警察児童生徒健全育成推進制度**® に基づく連携 いじめの内容に応じて、相談や情報の共有を図る。
 - 〇 学校警察連絡協議会**¹⁹ での情報交換・共有 定期的に会議を開催し、児童生徒の状況と対策について協議を行う。
- (3) 児童相談所等との連携
 - 〇 サポート会議等の開催

児童生徒の状況や対策等について協議を行い、関係機関と連携した支援の充実を図る。

(4) いじめ防止活動にかかわる連携

校長会、PTA連合会、青少年健全育成推進会議、子ども会育成団体連絡協議会、スポーツ少年団等に対して、いじめ防止活動へ理解と協力を依頼する。

3 今後の取組

- (1) 警察署との連携
 - 〇 いじめを想定した会議の開催及び緊急時の対応の強化

いじめや暴力行為等に関して、関係機関等との円滑な連携や速やかな対応の在り 方を検討する。

〇 情報モラル講習会の実施

中学校や高等学校に警察官を派遣し、生徒向けに携帯インターネット問題に関する講習会を行う。

- (2) 児童相談所、福祉部局等との連携強化のための協議
 - 関係機関と連携する際の手順等をまとめたマニュアルを作成する。
- (3) 法務局との連携
 - 〇 人権擁護委員*20) と連携した啓発活動

いじめに関する相談窓口の周知、啓発活動を行う。

【用語解説】

*1) ネットパトロール

学校非公式サイト、ブログ、プロフ等に、誹謗中傷の書き込みなどにより、インターネット上のいじめ等が起きていないかチェックすること。

*2) サポートチーム

児童生徒に深刻な影響を及ぼすおそれがある重大な事案が発生した際に、事案の早期解決、二次被害の未然防止を図るとともに、学校教育の機能回復を支援するために構成した組織。

*3) スクールカウンセラー

学校の相談機能を高めることを目的として、県教育委員会が配置している臨床心理の 専門家。児童生徒及び保護者へのカウンセリングや教育相談全般についての教職員への 指導・助言等を行う。

*4) スクールソーシャルワーカー

生徒指導上の課題に対応するため、児童生徒を取り巻く生活環境等に働き掛けて支援 を行う社会福祉等の専門家。

*5) ピア・サポート

子どもたちが、悩みを抱える他の仲間を支援する活動。

*6) 友達助け隊

ピア・サポートの趣旨を生かした取組事例のひとつ。学校独自の名称。

*7) いじめ防止子ども会議

市町村内の小学生・中学生が、いじめ防止活動の実践について情報交換を行うととも に、いじめのない明るい学校の実現のために何をすべきかについて協議する会議。

*8) いじめ防止サミット

小学生・中学生・高校生の代表者が、いじめ問題について自校の実践や課題について 協議や情報交換することを通して、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を活性 化させることを目的とする。

*9) いじめアンケート調査

いじめ問題の実態把握を目的に、児童生徒を対象に行っている質問紙調査。公立小中 学校においては、平成22年11月からは、毎月実施。

*10) 携帯・インターネット問題指導者講習会

小中学校の教職員や保護者を対象に、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を伝え、情報モラルに関する理解を深めることを目的に県教育委員会が 実施。

*11) 学校支援センター

地域の教育力を有効に活用し、学校の教育活動の充実をめざして、地域の方々が学校の諸活動に協力するための拠点。

*12) ネット上のいじめ

携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上の掲示板、学校非公式サイト、ブログ、プロフ等などに、悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどのいじめ。

*13) コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置して、教育委員会から任命された保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って、学校の課題解決に参画し、地域に開かれた信頼された学校づくりを進める学校。

*14) 出席停止措置

性行不良で他の児童生徒の教育に妨げがあると認める場合、学校教育法の規定により市 町村教育委員会が児童生徒の出席停止を命ずることができる。本人に対する懲戒という 観点からではなく、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設 けられた制度。

*15) 県警少年育成センター

少年の非行防止と健全育成を目的に設置された。教育委員会や関係機関との連携により、非行少年やその家庭に対する指導助言、被害少年に対する支援、少年相談など総合的な取組を実施。

*16) 生徒指導担当嘱託員

生徒指導上の課題のある中学校・高等学校を対象に配置した嘱託員で、問題を抱える 生徒やその家庭に対して、学校生活への適応指導及び助言等を行う。

*17) スクールサポーター

警察署と学校・地域のパイプ役として、少年の非行防止や児童生徒の安全確保対策に 従事する警察官OB。

*18) 学校·警察児童生徒健全育成推進制度

平成16年に児童生徒の非行及び犯罪被害等の防止を目的として、県教育委員会と県警察本部、市町村教育委員会と警察署が協定を締結。

*19) 学校警察連絡協議会

学校と警察が相互に協力し、児童生徒の健全育成を図ることを目的に、定期的に協議の場を設け、情報交換を行う。

*20) 人権擁護委員

法務大臣から委嘱された民間人で、市町村で人権尊重の普及高揚、人権侵害による被害者救済などの活動を行う。

VI 資料

1 いじめ問題の理解

(1) いじめの定義

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。(起こった場所は学校の内外を問わない)

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。

いじめ

人権侵害

犯罪行為

- ①冷やかし、からかい
- ②仲間外れ、集団無視
 - ③軽くぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- ⑦嫌なこと、危険な ことをさせられる
- ⑧PCや携帯電話 等で誹謗中傷
- ④ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
 - ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠される、盗まれる

(3) いじめの構造

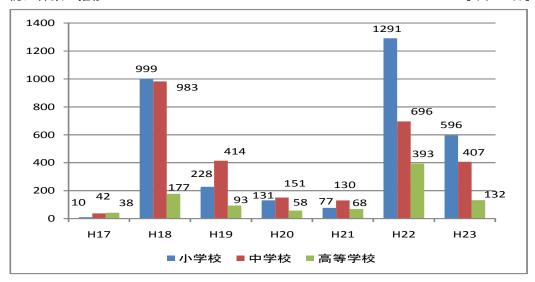
いじめは、単にいじめられる子どもといじめる子どもの関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の子どもたちの反応が大きく影響している。



2 いじめの問題の現状(文部科学省「児童生徒の問題で動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果より)

(1) 認知件数の推移

[単位:件]

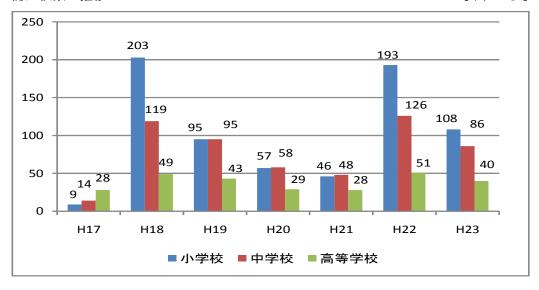


(2) いじめ解消率

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
小 学 校	90%	8 1 %	92%	8 7 %	88%	96%	97%
中学校	95%	78%	85%	8 1 %	78%	90%	96%
高等学校	95%	8 1 %	8 2 %	8 4 %	8 1 %	8 4 %	78%

(3) 認知校数の推移

[単位:校]



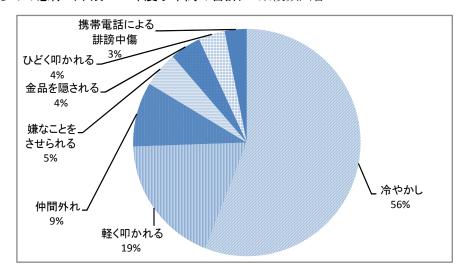
(4) 認知校数の全校に占める割合

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
小 学 校	3 %	59%	28%	17%	14%	5 7 %	3 2 %
中学校	8 %	67%	54%	33%	28%	73%	50%
高等学校	36%	63%	58%	35%	3 4 %	6 2 %	48%

(5) いじめの実態把握のために学校が行った具体的方法(平成23年度) ※複数回答

	小 学 校	中学校	高等学校
アンケート調査の実施	100%	100%	100%
個別面談の実施	7 4 %	8 7 %	5 2 %
家庭訪問	5 6 %	66%	26%
「個人ノート」等	5 5 %	92%	4 %

(6) いじめの態様 (平成23年度小中高の合計) ※複数回答



(7) いじめの発見のきっかけ(平成23年度)

	小 学 校	中学校	高等学校
アンケート調査など学校の取組により発見	376(63%)	213(52%)	51(39%)
本人からの訴え	8 4 (1 4 %)	7 2 (1 8 %)	50(38%)
学級担任が発見	51(9%)	43(11%)	4 (2%)
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	47(8%)	37(9%)	8 (6 %)
児童生徒(本人を除く)からの情報	1 5 (2.5%)	19(4.5%)	13(10%)
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	12(2%)	8 (2%)	2 (1.5%)
学級担任以外の教職員が発見	8 (1 %)	8 (2%)	3 (2.5%)
その他	3 (0.5%)	7 (1.5%)	1 (1%)

※ () は認知件数に対する割合

(8) いじめられた児童生徒の相談の状況(平成23年度) ※複数回答

L単4	77	٠	件
L——	•/_	•	- 1 1 .

	小 学 校	中学校	高等学校
学級担任に相談	5 3 1 (8 9 %)	353(87%)	73(55%)
学級担任以外の教職員に相談	24(4%)	100(25%)	3 3 (2 5 %)
保護者か家族等に相談	101(17%)	88(22%)	27(20%)
SC等の相談員に相談	8 (1%)	31(8%)	21(16%)
養護教諭に相談	13(2%)	32(8%)	12(9%)
友人に相談	19(3%)	19(5%)	19(14%)
学校以外の相談機関に相談	4 (0.7%)	14(3%)	4 (3%)
誰にも相談していない	2 4 (4%)	14(3%)	25(19%)

※()は認知件数に対する割合

3 「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る 緊急調査」結果

※調査対象期間(平成24年4月~8月)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
認知件数	200件	202件	144件	4件
解消件数	185件	174件	105件	4件
解消率	93%	86%	7 3 %	100%